

政治活動用の事務所の立札、看板の類（山鹿市長・山鹿市議会議員の選挙に係るもの）

公職の候補者等（公職にある者、公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者）またはその後援団体が政治活動のために使用する事務所に立札・看板の類（以下、「看板等」という。）を掲示する場合は、山鹿市選挙管理委員会が交付する「証票」の貼付が必要です。

※関係法令 公職選挙法第143条第16項、17項、公職選挙法施行令第110条の5

◆掲示できる看板等の数

選挙の種類	政治家 (個人の事務所)	後援団体 (同一の政治家に係るすべての後援団体を通じて)
市長	6枚	6枚
市議会議員	6枚	6枚

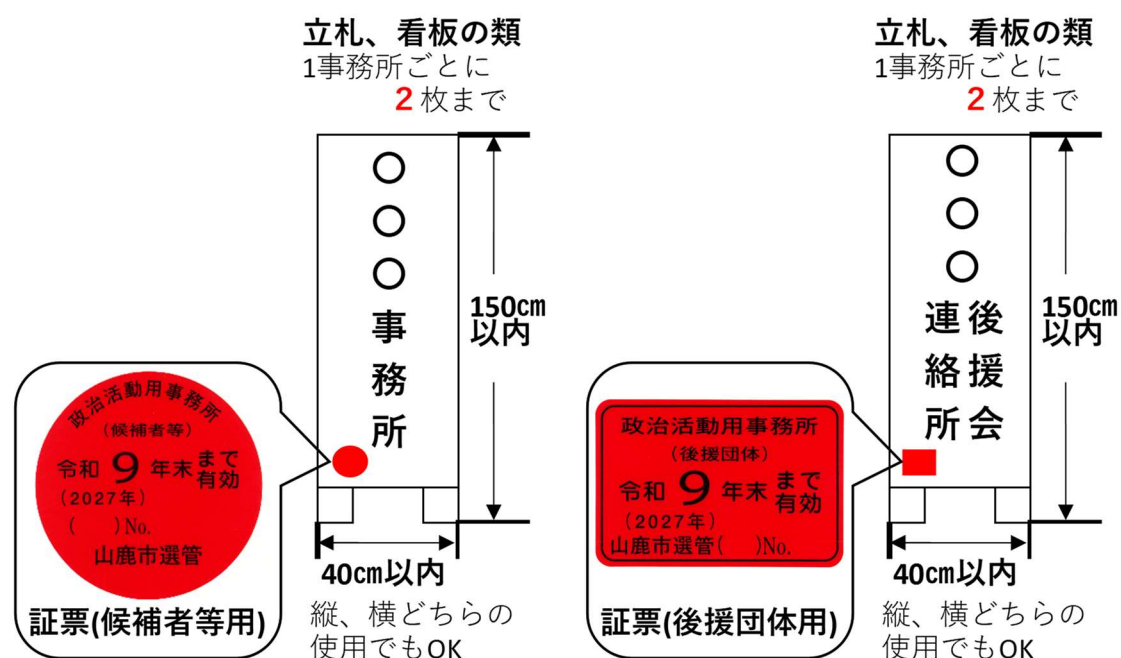
※1つの事務所に掲示できる看板等は2枚以内です。公職の候補者等の事務所と後援団体の事務所とが一つの場所に同居している場合には、それぞれ2枚以内（総数4枚以内）掲示することができます。

※看板等の両面を使用する場合は、数の制限上、2枚に数えられ、それぞれに証票の貼付が必要になります。

◆看板等の大きさ

縦：150cm以内 横：40cm以内

- ・足をつける場合は、その足の部分等も含みます。
- ・ビルの窓等に直接書く場合は、150cm×40cm以内の枠を設ける必要があります。
- ・証票は看板の表面に貼付してください。



◆掲示できる期間

掲示できる期間（証票の有効期限）は、当該選挙の投票日の告示または告示の日の前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができますが、政治活動用事務所の看板等であるため、選挙期間中に看板等を新たに掲示したり、移動したりすることは違法となります。

今回の証票の有効期限は次のとおりです。 「令和9年12月31日まで」（赤色の証票）